

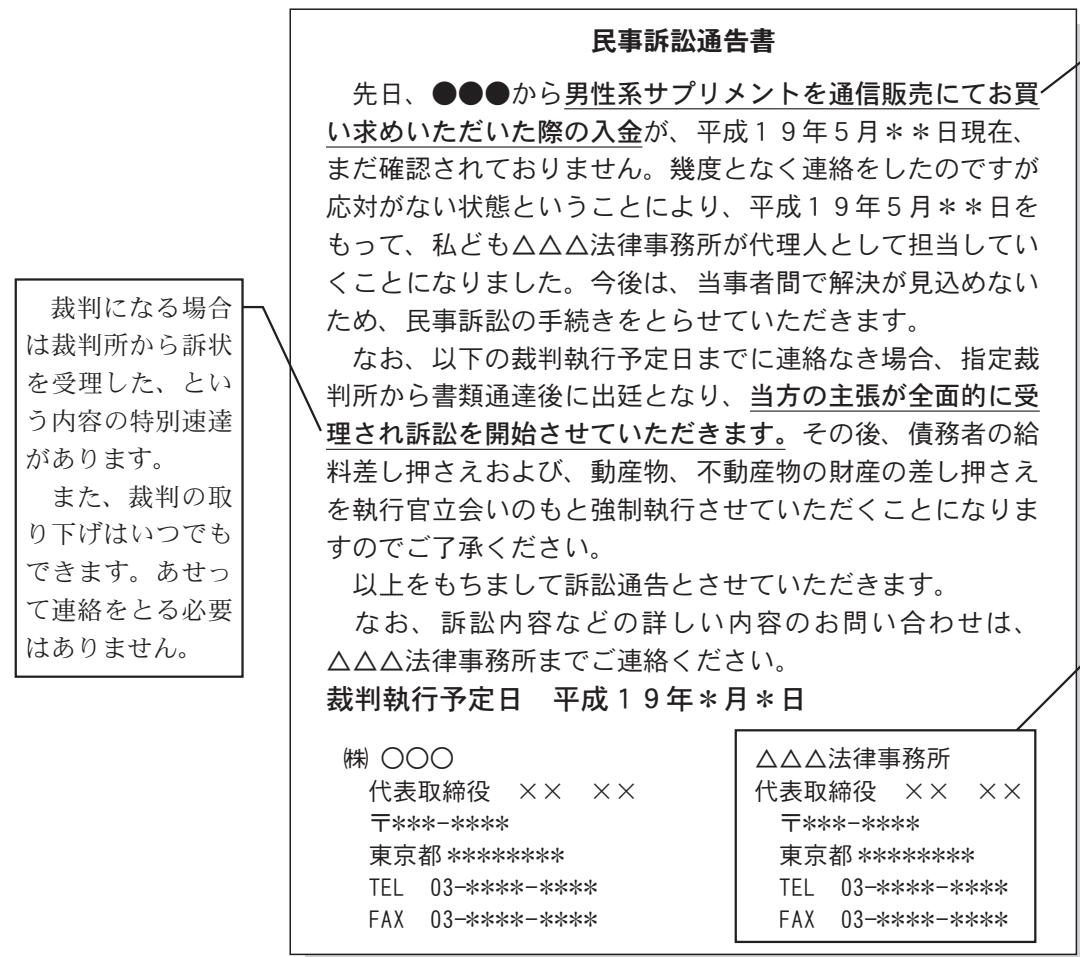
あなたもねらわれています！



**質な  
新しい架空請求の手口にご注意ください**

通信販売の商品代金が未納のため民事訴訟の手続きをとるとして、弁護士と販売会社を名乗る者の連名により、封書で「民事訴訟通告書」という書面を送りつける、新たな架空請求の手口が報告されています。

「何の料金かを説明している」、「はがきではなく封書で送りつける」などの点で、今までの架空請求とは異なるほか、法律事務所が代理人となって訴訟を起こすという内容を記載し、差出人を弁護士と販売会社の連名とするなど、より巧妙となっています。



### はがきが届いたときの対処法…

**「連絡をとらず、無視」しましょう。**

- ◆はがきに記載してある電話番号へ連絡をとると、あなたにお金を支払わせようと言葉巧みに誘導したり、おどかしたりすると予測されます。
  - ◆連絡をとることは、悪意のある人間にあなたの存在を知らせることになります。
  - ◆もし、相手から電話がかかってきたとしても、「身に覚えのないものは支払わない」と、きっぱり断りましょう。なお、勤務先や家族の名前など、個人情報を絶対に話してはいけません。

おかしいなと思ったり、連絡してしまいお悩みの方はご連絡ください。

- ・県消費生活センター ☎ 024-521-0999
- ・県警察県民サービスセンター ☎ 024-533-9110  
☎ #9110 (ブッシュ回線のみ)

## 兒童扶養手當

となりません。

該当する18歳に達する日以  
次の(1)から(5)のいずれかに

該当する18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童を監護している母、または、母にかわつてそ

の児童を養育している方。

① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童

② 父が死亡した児童

③ 父が重度の障がいの状態にある児童

④ 父から1年以上遺棄されている児童

⑤ 父が法令により1年以上拘禁（こうきん）されている児童

拘禁：逮捕後の身体の拘束で、比較的長期のもの。

⑥ 1年以上父の生死が明らかでない児童

⑦ 婚姻によらないで生まれた児童

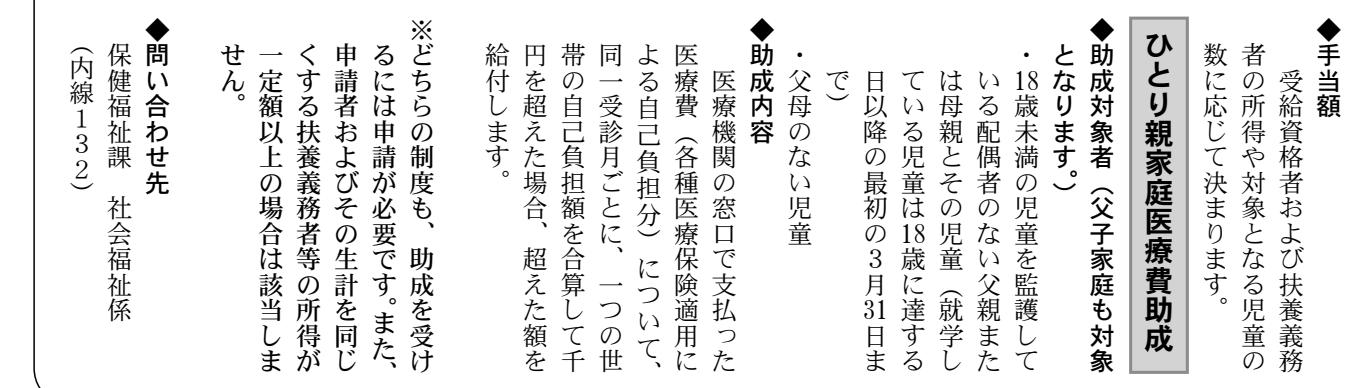
⑧ 孤児などで、父母がいるのか否か不明の児童

※ 請求者が、老齢福祉年金以外の年金を受けている場合には、受給者になれませんので、注意してください。その他に受給者、および児童についての要件もあります。

# ひとり親家庭

## (父子家庭・母子家庭) のみなさんへ

ひとり親家庭や父母にかわって児童を養育している家庭に対して、生活の安定と自立の促進を通して、児童の健全育成を図るために、次のような制度があります。



- 子どものしつけや生活習慣についての相談
- 保育所・幼稚園・学校等での集団生活や不登校についての相談
- 子どもの発育や心身の機能上の障がいについての相談
- 児童の虐待や家庭内暴力についての相談

- **相談方法**
    - ・電話または面談による相談に応じています。
    - ・面接を希望される場合、できれば事前に電話で予約のうえ、おいでください。
  - **相談日と時間**
    - (午前9時～午後4時)  
火曜日と木曜日
  - **相談場所・問い合わせ先**
    - 家庭児童相談室  
(市役所 福祉事務所内)



# 本宮市福祉事務所 「家庭児童相談室」の 一案内